平成２２年（フ）第１９１５０号
東京都品川区東中延１丁目11―12―502
破産者　市川總太郎
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１５１号
東京都江東区富岡２丁目２－９―902
破産者　市川　　滿
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９２３３号
東京都中央区日本橋室町２丁目１番１号
破産者　株式会社トゥーバイツ
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９２７３号
宮城県仙台市青葉区中央４丁目１番１号
破産者　株式会社Ｔ・Ｌ・Ｂ
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９２８９号
東京都北区滝野川１丁目23番４号
破産者　株式会社京雲洞
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９２９０号
東京都品川区八潮５丁目２－７―407
破産者　平野　俊一
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９３５５号
千葉県市川市八幡１丁目２番３号
破産者　株式会社エクセブン
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９３８２号
東京都渋谷区恵比寿２丁目14番３号
破産者　有限会社寺門デザイン事務所
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９３８３号
千葉県松戸市上本郷1416―７
破産者　寺門　益敏
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４７０号
東京都世田谷区大原１―59―７、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区大原２丁目17番１号
破産者　株式会社ＳＭＣ
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４７１号
東京都世田谷区羽根木２丁目５―19
破産者　奥野　礦三
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４７５号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸５丁目６番16号
破産者　有限会社アクアプランニング
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９５１８号
東京都西東京市柳沢２丁目３―12―206
破産者　斎藤　榮廣
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９５１９号
東京都西東京市柳沢２丁目３―12―206
破産者　斎藤ひでよ
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９７２１号
千葉県市原市東国分寺台１丁目12―18―101
破産者　松本　千秋
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０１２９号
東京都世田谷区南烏山６丁目33―28―302
破産者　熊谷　勇太
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０１３８号
東京都大田区千鳥１丁目15―８―203
破産者　江口　英人
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０２３８号
東京都世田谷区三宿２丁目11―32
破産者　井上　裕美
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０２５８号
東京都豊島区雑司が谷３丁目７―15―207
細谷方
破産者　中原　誠一
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０２９９号
東京都荒川区東日暮里２丁目22―５
破産者　宮本忠信こと　李　　忠信
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３４３号
神奈川県川崎市川崎区小田栄２丁目１－５－1402
破産者　金沢真紀子
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３５９号
千葉県船橋市丸山１丁目38―６―103
破産者　松田　孝弘
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部